

参 考 資 料

【基本方針（案）新旧対照表】

平成24年3月

茨木市立保育所民営化基本方針（案）新旧対照表

現 行 分	改 正 分
<p data-bbox="241 295 1102 375">茨木市立保育所民営化基本方針 (平成18年1月24日市長決定)</p> <p data-bbox="161 438 1102 758">1 目 的 近年において多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するなど、保育行政の新たな施策の展開に向けて、公・私立保育所(園)の役割分担と公立保育所の機能と役割を明確にする中で、保育サービスの充実と今日的課題である地域における子育て支援等を推進するとともに、厳しい財政環境の中であって、民間活力の導入(民営化)を図り、より効果的・効率的な保育所運営をめざす。</p> <p data-bbox="161 917 1102 1141">2 市立保育所の機能と役割 地域区分による公・私立保育所(園)の配置バランスを見直し、存続する市立保育所については、入所児童に対する通常保育の実施に加え、次のような機能と役割をもつ保育所として再構築するなど、地域における子育て支援の拠点施設として保育所の運営に努める。</p> <ul data-bbox="190 1204 1102 1420" style="list-style-type: none"> ・幅広い年齢層の保育士を効果的に活用し、地域子育て支援のニーズを把握し、虐待児童やDVなどリスクのある在宅家庭の子どもに対する子育てのセーフティネットとしての役割を担う。 ・地域の子育てボランティアグループの立ち上げなど幅広い地域の子育て支援のネットワーク化を推進する。 	<p data-bbox="1205 295 1675 327">茨木市立保育所民営化基本方針（案）</p> <p data-bbox="1126 438 2083 853">1 目 的 近年の社会経済情勢の変化に伴って増大・多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応することが求められている一方、茨木市の財政環境は、市税収入が減少し、社会福祉経費が増加する厳しい状況が続いている。 こうした状況のもと、保育サービスの充実と地域における子育て支援等を推進するため、今日的課題を踏まえた公・私立保育所(園)の役割分担と行政の責任を明らかにし、民間活力を一層活用した、より効果的・効率的な保育行政を展開し、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。</p> <p data-bbox="1126 917 2083 1141">2 市立保育所の機能と役割 存続する市立保育所は、入所児童に対する通常保育に加え、障害児等配慮が必要な児童の保育について、これまで市立保育所が果たしてきた実績を踏まえ、次のような機能と役割を果たす地域の子育ての基幹的拠点とする方向で運営する。</p> <ul data-bbox="1153 1204 2083 1420" style="list-style-type: none"> (1) 配慮が必要な入所児童及び課題を抱える保護者に対する、より専門的な支援及び保育サービスの提供 (2) 在宅子育て家庭における配慮が必要な児童及び課題を抱える保護者に対するセーフティネットの強化

現 行 分	改 正 分
<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの子ども達の発達を支援するため、障害児保育の実績を継承しつつ、保育所機能を地域展開し、発達障害の子どもなどを含め、在宅家庭における障害のある子ども達に対しても支援する。 <p>3 民営化の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立保育所の民営化は、行財政改革が一層求められる環境の中で、より効率的な保育所運営の推進を図るとともに、延長保育や一時保育、休日保育など様々な保育ニーズが要望されていることから、私立保育園の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズに柔軟に対応することを目的として、市立保育所の民営化を進める。 ・私立保育園は、保育サービス提供の中心的役割を担い、行政は、保育サービスの水準の維持、向上に向け障害児保育の拡充や各種施設との連携など、地域全体の保育力の向上に努める。 	<p>(3) 子育てボランティアグループ、私立保育所（園）、保育行政等関係機関と連携した地域子育て支援ネットワークの推進</p> <p>3 民営化の考え方</p> <p>(1) 行財政改革が一層求められる環境の中で、より効率的な保育所運営の推進を図るとともに、延長保育をはじめ、一時保育や休日保育等、様々な保育ニーズへの対応が求められていることから、私立保育所の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズに、よりきめ細かく対応することを目的として、市立保育所の民営化を進める。</p> <p>(2) 私立保育所（園）は、保育サービスの充実に努めるとともに、地域で求められるきめ細かな保育サービス提供の中心的役割を担う。</p> <p>(3) 市は、就労形態の多様化に伴う保育ニーズの拡大等、地域の保育需要の動向を的確に把握し、私立保育所（園）が迅速かつ適切（柔軟）に対応できるよう支援するとともに、保育内容などへの指導・助言を通じて、適切な保育サービスの提供に取り組むほか、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、地域全体の保育力の増進に努める。</p>

現 行 分	改 正 分
<p>4 民営化する保育所の考え方(施設配置)</p> <p>現在、市内には市立保育所18箇所、私立保育園16箇所の計34箇所ある。民営化にあたっては、市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所を適切に配置することで私立保育園との相乗効果が期待されることから、市内を5ブロック(東・西・南・北・中央)^{註1}に分け、1ブロックに最低1箇所以上の市立保育所を存続させるものとし、当面、8箇所の保育所の民営化を実施する。ただし、今後の社会経済情勢や保育所を取り巻く環境等の状況によっては、総合的に判断し、民営化する保育所を追加することとする。</p> <p>5 民営化する保育所の選定</p> <p>民営化を検討するにあたり、それぞれの地域の中で、拠点施設としての今後の市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所と私立保育園の適正な配置バランス等を総合的に判断し、民営化する保育所を選定する。</p> <p>所庭が児童遊園と併設していないこと。</p> <p>6 民営化の方法</p> <p>(1) 移管の条件</p> <p>土地については、無償貸与とする。</p> <p>建物及び備品等については、無償譲渡とする。</p>	<p>4 民営化する保育所の考え方(施設配置)</p> <p>平成24年4月1日現在、市内には、市立保育所10か所、私立保育園30か所、合計40か所の保育所(園)がある。</p> <p>民営化にあたっては、市立保育所の3つの機能と役割を果たす、地域の子育ての基幹的拠点として位置づけることから、公立・私立の保育所(園)のバランス及び連携を考慮した、これまでの5ブロック(東、西、南、北、中央)による施設配置を継承し、5か所の保育所の民営化を実施する。</p> <p>ただし、今後、社会経済情勢や保育行政を取り巻く環境の変化などから、存続する市立保育所のあり方を再検討することがある。</p> <p>5 民営化する保育所の選定</p> <p>民営化する保育所を選定するにあたり、各ブロック(地域)の中で、地域の子育ての基幹的拠点として、市立保育所が有する機能と役割を考慮するとともに、市立保育所と私立保育園の適正な配置バランス等を総合的に判断し、民営化する保育所を選定する。</p> <p>ただし、所庭が児童遊園と併設している保育所及び地域子育て支援センターの機能を有している保育所は選定しないこととする。</p> <p>6 民営化の方法</p>

現 行 分	改 正 分
<p>(2) 移管先法人の選定</p> <p>保育所運営の安定性と継続性を確保するとともに、市有地を無償貸与、保育所施設等を無償譲渡することから社会福祉法人とする。</p> <p>移管先については、公募を基本とする。</p> <p>移管先の決定は、保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況などを総合的に評価する。</p> <p>選定については、(仮称)「茨木市立保育所民営化選定委員会」を設置し選定する。</p> <p>(3) 現状における保育内容の継続</p> <p>民営化するにあたって、移管先法人の保育所運営については、移管予定の保育所が実施している一定の保育内容等を継続して実施する事項として提示し、移管後の履行事項として義務付ける。</p> <p>(1) 保育士の配置は、市の配置基準に合わせて配置すること</p> <p>(2) 保育士の年齢構成は、年齢バランスを考慮し、一定経験年数を持った保育士の配置に努めること</p> <p>(3) 保育時間は、最低現行の保育時間を継続すること</p>	<p>(1) 移管先の募集及び選定の枠組み</p> <p>移管先は、北摂7市3町の区域に主たる事務所を置く社会福祉法人を対象に公募するものとし、その詳細は別途定める募集要領による。</p> <p>移管先の選定は、応募法人の保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況等を総合的に勘案して行うものとし、その実務は別途設ける選定委員会において処理する。</p> <p>(2) 財産の承継に係る移管条件</p> <p>土地は、相当の期間にわたり無償貸与する。</p> <p>建物及び備品等は、無償譲渡する。</p> <p>(3) 保育内容の承継に係る移管条件</p> <p>市立保育所の民営化に伴う保育環境の急激な変化を最小限にとどめるため、次の事項の履行を移管先に義務づけるほか、これ以外に必要な事項については、茨木市と移管先が別途締結する協定書の定めるところによる。</p> <p>保育士の人数については、協定書に定める配置基準によること</p> <p>保育士の構成については、個々の保育士の専門性と経験年数に配慮すること</p> <p>保育時間については、移管前の保育時間を最低限とすること</p>

現 行 分	改 正 分
<p>(4) 費用負担については、本市が予め認めた費用以外、保護者負担の軽減を図ること</p> <p>(5) 休園日は、日曜日、祝祭日及び年未年始とすること</p> <p>(6) 給食は、アレルギー児の対応を行うこと</p> <p>(7) 健康診断は、内科検診、歯科検診等を実施すること</p> <p>(8) 障害児保育は、現行どおり実施すること</p> <p>(9) 苦情処理の仕組みを整備すること</p> <p>(4) 移管先法人への引継ぎ 民営化によって、それまでの保育士が全員変わるなど子ども達への保育環境が大幅に変わることから、その影響を最小限に止めるため、茨木市が指定する引継期間において、移管先法人の保育士等が当該保育所の保育士等と合同で保育に携わり、子ども達が新しい保育士等に慣れ親しむことができるよう図るなど円滑な移行に努める。</p>	<p>費用負担については、保護者の負担軽減に留意するとともに、移管前に徴収していた費用以外の負担を求める場合（保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。）は、(5)の協議の場に諮ること</p> <p>休園日については、日曜日、祝祭日及び年未年始とすること</p> <p>給食については、アレルギー及び宗教食の対応を行うこと</p> <p>健康診断については、関係法令等の定めによるほか、入所児童の状況により適切に行うこと</p> <p>障害児保育については、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）及び茨木市障害児保育実施要綱（平成14年4月1日実施）によること</p> <p>苦情処理については、関係法令等の定めによって体制を整備し、これを適切に運用すること</p> <p>(4) 移管先への引継ぎ 円滑な引継ぎのため、1年以上の期間をかけて移管する保育所の新旧職員が協力して保育に携わるものとする。このうち、移管前に移管先の職員が当該保育所にて協力する機会を必ず設け、その時期及び期間は、茨木市が指定する範囲で移管先が選択する。</p>

現 行 分	改 正 分															
<p>(5) 三者協議会 移管先決定後及び移管後において、当分の間(移管時の園児が在園している間)、茨木市、移管先法人、当該保育所の保護者からなる三者協議会において、移管条件や保育内容の継続性等について、確認し合うとともに問題点の改善に努める。</p> <p>7 民営化の年次計画 平成19年度を初年度として、4年間かけて実施する。 なお、民営化する箇所数の追加を可能とする。</p> <p>【時期及び移管保育所】</p> <table border="0" data-bbox="210 868 837 1091"> <thead> <tr> <th>移管時期</th> <th colspan="2">移管保育所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年4月1日</td> <td>中条保育所</td> <td>三島保育所</td> </tr> <tr> <td>平成20年4月1日</td> <td>玉櫛保育所</td> <td>水尾保育所</td> </tr> <tr> <td>平成21年4月1日</td> <td>松ヶ本保育所</td> <td>郡山保育所</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日</td> <td>東保育所</td> <td>庄保育所</td> </tr> </tbody> </table>	移管時期	移管保育所名		平成19年4月1日	中条保育所	三島保育所	平成20年4月1日	玉櫛保育所	水尾保育所	平成21年4月1日	松ヶ本保育所	郡山保育所	平成22年4月1日	東保育所	庄保育所	<p>(5) 移管条件の履行及び保育内容の変更・充実 移管条件の履行については、移管時の入所児童が卒園するまでの間、入所児童の保護者、移管先及び茨木市の三者で組織する協議の場を設けて確認するとともに、移管先の管理・運営事項以外で、保育内容を変更・充実する場合は、三者で協議するほか、これらに問題がある場合には三者協力して、その解決に努める。</p> <p>7 民営化の年次計画 これまでの民営化の評価や手法などの検討結果を十分に踏まえ、市の責任と判断において、決定することとする。 また、計画の施行にあたっては、市民への周知及び説明する期間を十分に設けることとする。</p> <p>8 茨木市立保育所民営化基本方針実施要領 本方針の趣旨、背景、経緯、解釈等を記載した実施要領を作成し、今般の民営化に関する市民、関係団体等に対する説明責任を果たす一助とするとともに、本方針の趣旨・内容を踏まえた、民営化の適切かつ円滑な実施に努める。</p>
移管時期	移管保育所名															
平成19年4月1日	中条保育所	三島保育所														
平成20年4月1日	玉櫛保育所	水尾保育所														
平成21年4月1日	松ヶ本保育所	郡山保育所														
平成22年4月1日	東保育所	庄保育所														